

IV ま と め

1 条坊復原と占地

平城京左京四条二坊十五坪は、東が東二坊大路、南が四条条間路、西と北がそれぞれ十坪と十六坪との坪境小路に面している。ここでは、十五坪を囲むこれら条坊道路の位置を復原し、調査区が十五坪内で占める位置を検討する。ただし、今回の調査区では条坊関係遺構を検出していないため、各条坊路の正確な位置・幅員が不明である。このため、周辺の調査におけるデータを援用し、計算によって復原する。

条坊道路の振れ 平城京の条坊は、測量法に定める第6座標系の方眼方位（以下、国土方眼方位と呼ぶ）に対して東西・南北ともわずかに振れている。条坊復原に際しては、この条坊道路の振れを決めておく必要がある。まず、南北方向の振れは朱雀大路の振れ（ $N 0^{\circ} 15' 41'' W$ ）を用いる。これは、次の2つの数値を単純平均したものである。すなわち、朱雀大路と六条条間路の交叉点での朱雀大路心と朱雀門心とを結ぶ線の振れ（ $N 0^{\circ} 15' 50'' W \sim N 0^{\circ} 16' 24'' W$ ）、および同じく六条条間路との交叉点での朱雀大路西側溝心と右京九条一坊での朱雀大路西側溝心とを結ぶ線の振れ（ $N 0^{\circ} 14' 42'' W \sim N 0^{\circ} 15' 49'' W$ ）とである。東西方向の振れについては、データがいくつかある。たとえば、三条大路北側溝の振れは $E 0^{\circ} 19' 44'' N$ であり、この振れが大路の振れと同一とすると朱雀大路の振れよりも大きい。一方、二条大路の振れは $E 0^{\circ} 4' N \sim E 0^{\circ} 11' N$ であり、朱雀大路の振れよりも小さい。しかし、三条大路については、上述の数値が北側溝の北肩の振れであること、二条大路の振れは、計算のもとになった測点間の距離が短いという問題がそれぞれあり、使用は躊躇せざるを得ない。従って、ここでは次善の方法として東西方向の振れを、朱雀大路の振れと同一と仮定しておこう。

造営基準尺 左京四条二坊周辺の条坊道路のうち、路心の位置が確定しているのは、1973年の第83次調査で検出した左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路である。この坪境小路を先の条坊方位の振れを考慮して南方へ延長すれば、左京四条二坊十五坪の西を画す坪境小路の位置が決まる。したがって、造営基準尺の値は、それを用いて復原した左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路心の座標が、第83次調査の成果と一致するように設定しなければならない。まず、この坪境小路心（ $X = -146192.580, Y = -17653.825$ ）¹と東一坊大路・二条条間大路の交点（ $X = -145751.977, Y = -18054.088$ ）¹との東西方向の距離を求めると、国土方眼方位で400.263mとなる。この値を条坊方位の振れで修正すると実長距離398.249mを得る。東一坊大路とこの坪境小路間の計画寸法は1350尺（3坪分）であるから、換算値を計画寸法で除すことにより造営の基準尺0.2950mを得る。一方、この坪境小路心の座標と朱雀門心の座標（ $X = -145994.490, Y = -18586.310$ ）とを用いて同様の計算をすると、造営の基準尺0.2957mを得る。この2つの値は、ともに従来条坊関係遺構の調査で確認している基準尺の範囲（0.2950m～0.2960m）に収まる。

条坊路交点の位置 左京四条二坊十五坪を囲む条坊路心の交点は、東一坊大路・二条条間大路の交点から、東へ1350尺（3坪分）と1800尺（4坪分）、南へ3150尺（7坪分）と3600尺（8坪分）の位置に、朱雀門心から東へ3150尺（3坪分）と3600尺（4坪分）、南へ2330尺（5坪分+80尺）と2780尺（6坪分+80尺）の位置にある。そこで各交点の座標を求める方法として二通りがある。まず、東一坊大路・二条条間大路の交点の座標と造営基準尺0.2950mを用いる場合、他方朱雀門心の座標と造営基準尺0.2957mを用いる場合である。この二通りについて計算を試みた結果がtab. 4である。両者の差は東西方向で0.12~0.20m、南北方向で0.13~0.19mと大差ないので、ここでは前者の値を採用しよう。

坪の規模 坪の4隅の位置を求めるには、十五坪を囲む条坊路の幅員（側溝心々距離）が必要である。十坪との坪境小路の幅員は、左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路と同幅とみなせば6m（20尺）である。十六坪との坪境小路幅も6mと仮定する。従来の所見では、条間路の幅は20尺ないし30尺であり、東二坊大路の幅は60尺ないし80尺と推定され一致しない。ここでは便宜的に条間路の幅を30尺、大路の幅を80尺と仮定する。したがって、十五坪の南北幅は坪の計画寸法450尺から条間路の幅30尺と小路の幅20尺の各 $\frac{1}{2}$ を減じた425尺、同じく東西幅は大路の幅80尺と小路の各 $\frac{1}{2}$ を減じた400尺となる。

調査区の位置 以上の条坊道路の計画値を基に、第1次・第2次調査区が十五坪で占める位置を復原したのがfig. 19である。両調査区はそれぞれ十五坪の北西部南半と北東部南半にあたる。なお、坪の東西2等分線は両調査区の間にあたり、未調査のため坪内区画施設の存否は不明である。坪の南北2等分線は第2次調査区のS B 3030の北側柱列のやや南にあたるが、坪内区画施設はない。坪の南北4等分線は第1次調査区の北拡張区の北外にあるため坪内区画施設の存否は不明である。なお造営基準尺が0.2950mより大きい場合は、この南北4等分線は北拡張区内に入るが、相当する遺構は検出していない。

1 『奈良国立文化財研究所三十二年史』1982 P.194-195

	X	Y
A	-146,679.400	-17,651.603
B	-146,812.149	-17,650.997
C	-146,811.543	-17,518.248
D	-146,678.794	-17,518.854

	X	Y
A	-146,679.215	-17,651.722
B	-146,812.279	-17,651.115
C	-146,811.672	-17,518.051
D	-146,678.608	-17,518.658

▲東一坊大路・二条条間大路交点の座標を基準に1尺=0.2950mで算出。
▼朱雀門心座標を基準に1尺=0.2957mで算出。

tab. 5 十五坪復原座標

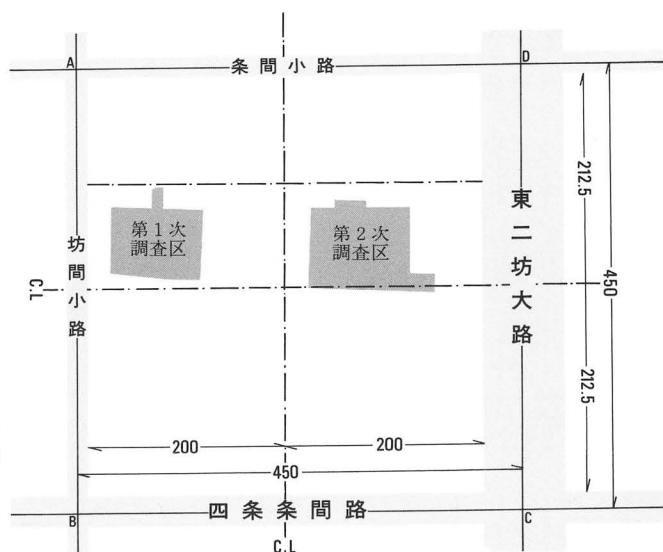


fig. 19 十五坪の占地概念図(単位 天平尺)

2 時 期 区 分

前節で検討したように、今回の調査地は左京四条二坊十五坪の西北部南半と東北部南半にあたり、十五坪全体の約9.1%、 $\frac{1}{10}$ の面積を占める。坪全体からすると極めて限られた範囲の調査であるが、多数の遺構を検出することができた。これらの遺構と出土遺物を手懸りに、十五坪内における宅地の利用状況とその时期的な変遷を検討する。検出した遺構は、遺構相互の重複関係・配置状況・出土遺物の検討により、以下のA～Eの5時期に分けることができる (fig. 20～24)。

A期の遺構 S A 2240・S B 3037・S D 3042が属す。S A 2240は宅地内を東西に区画する塀で、十坪との坪境小路心想定位置から約27.2m (92尺) 東にある。この距離は坪の計画寸法450尺の $\frac{1}{5}$ に近い。調査区内では、この塀の東西に建物がなく空閑地となっている。S D 3042は坪の想定南北3等分線の南約3.6m (12尺) にあり、S B 3037はS D 3042の南約4.5m (15尺) にある。第2次調査区内には、この建物以外に該期に属す建物はなく、閑散としている。A期の年代を直接に示す手懸りはないが、B期との関係から奈良時代初頭と考える。

B期の遺構 S B 2220・S B 2230・S B 3035・S B 3040・S B 3045・S A 3031・S A 3041・S K 3027が属す。第1次調査区には東西棟建物が2棟あり、その配置には次のような規則性がある。すなわちS B 2230の桁行の中心線は、十坪との坪境小路心想定位置から東26.9m (91尺) にあり、この距離は坪の計画寸法450尺の $\frac{1}{5}$ に近い。S B 2220の西妻柱筋はS B 2230の桁行中心線の西13.2m (44.5尺) にあり、条坊の東西10等分線上にほぼ乗る。また、S B 2230の桁行柱間は不明であるが仮に9尺とすると、S B 2230とS B 2220の棟通り間の距離は13.3m (45尺) となり、この数値も坪の計画寸法450尺の $\frac{1}{10}$ である。第2次調査区では、建物3棟を比較的雑然と配置する。S B 3035はS B 2230と北側柱筋をほぼ揃える。S A 3032はS B 3035の北3m (10尺) にあり、西端をS B 3035の東妻柱筋に揃える。S B 3040はS B 3050と南北方向で2.7m (9尺) 離れる。S A 3041はS B 3035の北10.5m

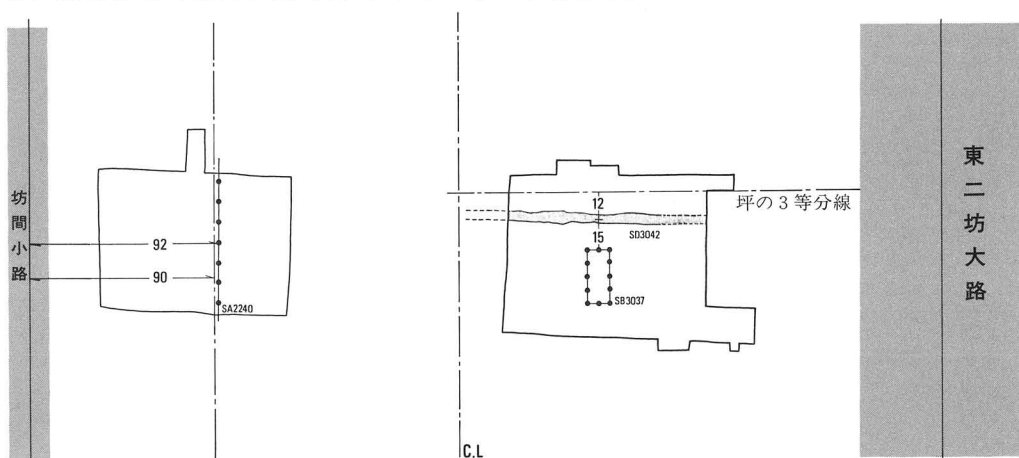


fig. 20 A期遺構配置図(単位 天平尺)

(35尺)にある。S B 3045はS A 3041の北4.2m (14尺)にあり、東側柱筋をS A 3041の東端に揃える。B期の年代はS B 3035・S B 3045の廃絶年代を示す土器からみて、奈良時代前半と考える。

C期の遺構 S B 2200・S B 2210・S B 3039・S B 3051・S A 3036が属す。第1次調査区には礎石建物S B 2200・S B 2210がある。両者の配置には次のような規則性がある。すなわち両者は南面の柱筋を揃え、建物の間隔は柱心々で5.9m (20尺)である。S B 2200の棟通りは十五坪の南北2等分線の北約15.2m (51.5尺)にある。S B 2210の東側柱筋は十坪との坪境小路の東側溝心想定位置から東約15.2m (51尺)にあり、これは十五坪の東西長400尺の約 $\frac{1}{8}$ である。S B 2200が5間であれば、桁行の中心線は坪境小路東側溝心想定位置の東約29.9m (101尺)にあり、これは十五坪の東西幅の約 $\frac{1}{4}$ である。S B 2200が5間以上(7間)としても、両礎石建物は坪内に計画的に割り付けられていることがわかる。第2次調査区では建物2棟をL字形に配置する。S B 3039はS B 2200と北面の柱筋をほぼ揃え、西側柱筋がS B 2200の西妻柱筋の東約47.7m (160尺)にある。S B 3050はS B 3039と東西方向で3.5m (12尺)、南北方向で1.9m (6尺)離れ、桁行の中心線がS B 3039の棟通りの東約12.1m (41尺)にある。S A 3036はS B 3050の南7.5m (25尺)にあり、全長がS B 3050の桁行長とほぼ一致する。C期の年代はS B 2200・S B 2210の掘込地業の築土中から出土した土器からみて奈良時代中頃である。

D期の遺構 S A 3031・S B 3038・S K 3043が属す。第1次調査区ではS B 2200・S B 2210が存続する。第2次調査区では建物1棟・堀1条がある。S A 3031は第1次調査区には及ばないが、S B 2200の南側柱筋の東延長線の南5.9m (20尺)にある。S B 3038はS A 3031と南北方向で約3m (10尺)離れる。S B 2200と北面の柱筋をほぼ揃え、東側柱筋がS B 2200の西妻柱筋の東約56m (190尺)にある。S K 3043は該期に掘られた塵芥処理用の土壌である。出土した土器からみてD期の年代は奈良時代後半である。

E期の遺構 S B 3025・S B 3030・S B 3050・S A 3033・S E 3034が属す。第1次調査区

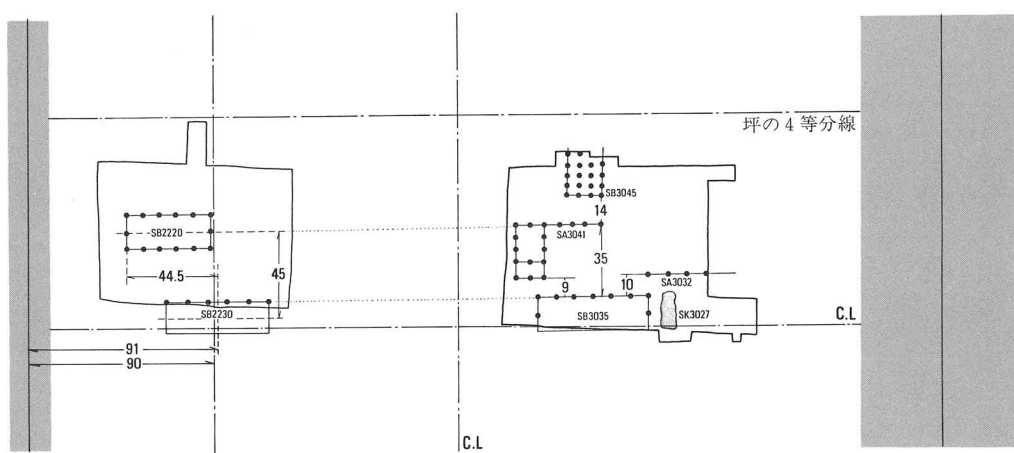


fig. 21 B期遺構配置図(単位 天平尺)

ではS B 2200・S B 2210が存続する。第2次調査区では建物3棟と堀1条を整然と配置し、その配置には次のような規則性がある。すなわち、S A 3033はS B 2200の南側柱列と筋を揃える。S B 3030はS A 3033 Aと柱筋を揃え、柱心々で9.4m(32尺)離れる。S B 3025はS B 3030と北面の柱筋を揃え、柱心々で4.5m(15尺)離れる。S B 3050はS A 3033 Aと柱筋を揃え、柱心々で12m(40.5尺)離れる。S B 3050とS B 3030とは東西の柱筋を揃える。S E 3034はS B 3050の中央正面にある。S E 3034のすぐ南側にあるS A 3033 Aの柱間がS E 3034の南正面にあたる部分のみやや広く、S A 3033 Bではさらに5.8m(20尺)と広いことから、ここに通路を設けていたと考える。このように、S A 3033をはさむ南北両区画内の施設を計画的に整然と配置していることから、S A 3033は宅地内を区画する施設であろう。E期の年代を直接に示す遺物はないが、D期との関係から奈良時代末以降と考える。

宅地割の変遷 以上の時期区分に基き十五坪の宅地割について検討する。

A期ではS D 3042が問題となる。この溝は坪の南北3等分線の南約3.6m(12尺)にある。従来の所見では、坪内を区画する施設には、宅地内区画施設と宅地割施設がある。宅地割施設に坪内小路や溝があるので、S D 3042が宅地割施設の可能性がある。この溝は第1次調査区には及んでいないので、坪を東西に宅地割していたことになる。ただし、この溝は坪を南北に4分ないし3分する想定線には乗らないので、この点については今後の検討を要する。

B期には、S B 3035が坪の南北2等分線と確実に重複し、S B 2230も桁行2間以上であれば坪の南北2等分線と重複するので、坪の南北は一連の宅地とみなせる。一方、坪を東西に2分していたかどうかの直接的手懸りはない。S B 2220の棟通りとS B 3040の北妻柱列、およびS A 3041とがほぼ筋を揃え、S B 2230とS B 3035の北側柱列がほぼ筋を揃えるので、これを同一の宅地内で建物を計画的に配置した結果とみなせば、坪を東西にも分割しておらず最低1町を占めたことになる。仮に坪を東西に2分している場合には、それぞ

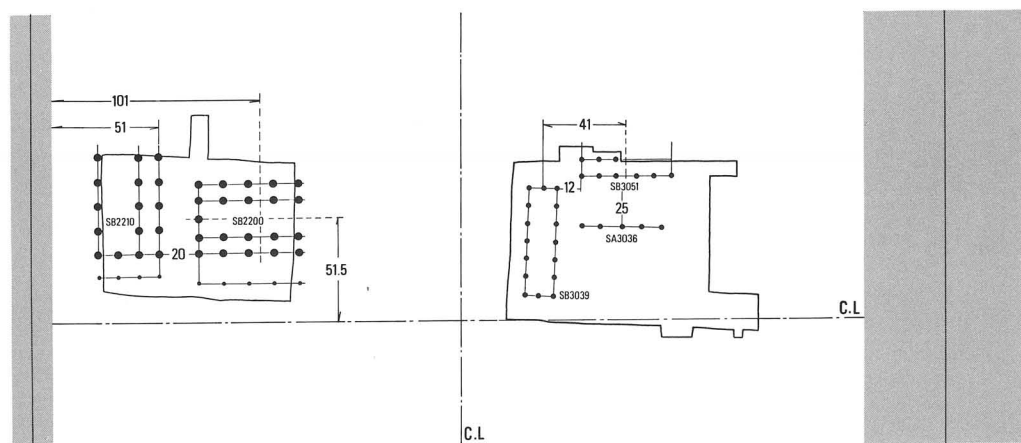


fig. 22 C期遺構配置図(単位 天平尺)

れ $\frac{1}{2}$ 町を占める宅地の可能性がある。ただし、第1次調査区北拡張区の北側に想定した坪の南北4等分線の位置での坪内区画施設の存否が不明のため、この点についてはなお検討の余地がある。

C期には大規模な礎石建物S B 2200・S B 2210が出現し、奈良時代いっぱい存続する。両建物が存在したC期～E期の宅地割については一括して述べる (fig. 24)。

S B 2200の桁行柱間は不明であるが、5間ないし7間であろう。かりに5間とし、S B 2200をはさんでS B 2210と対象の位置にS B 2210と同規模の南北棟建物(梁行10尺等間・片廂ないし両廂付き)を想定すると、その東側柱列と坪の東西2等分線との距離はわずか10尺ないし20尺である。S B 2200が7間であれば、その南北棟建物は東廂の存否にかかわらず坪の東西2等分線と重複する。したがって、東脇殿相当の南北棟建物が存在する場合は、坪の東西は一連の宅地だったことが確実である。では東脇殿相当建物がない場合にはどうか。E期について調べると、S A 3033 Aを柱間寸法10尺等間で西へ延長すると、S B 2200が桁行5間の場合は、10間目でその南側柱に取り付き、S B 2200が桁行7間の場合はS A 3033を10尺等間で西へ延長しても取り付けかない。ただしこの場合は建物と堀との間に間口16尺の通路を想定すればよい。いずれにせよS A 3033はS B 2200と一体の可能性が高いので、E期には坪の東西は一連の宅地とみなせる。一方、S B 3030・S B 3025は坪の南北2等分線と重複し、坪の南北は一連であったことも確実であるから、E期の宅地は最低1町を占めたであろう。この情況はS B 2200・S B 2210が出現するC期まで遡りうる。

一方、S B 2210の棟通りは十坪との坪境小路の東側溝心想定位置から30尺東に位置する。かりに坪境小路に面して築地を想定し、その規模を『延喜式』左右京職京程条にみられる犬走3尺・垣基5尺とし、東側溝幅を3尺とすると、築地東縁は東側溝心の東9.5尺に位置する。もしS B 2210に西廂を10尺の出で設けていれば、西側柱筋は築地とほぼ接する。西廂がなくとも、軒の出を6尺とすれば建物と築地の軒先はほぼ接する。このことから、奈良時代中頃以降には十坪・十五坪間の坪境小路は宅地内に取り込まれ、東西に接する十・十

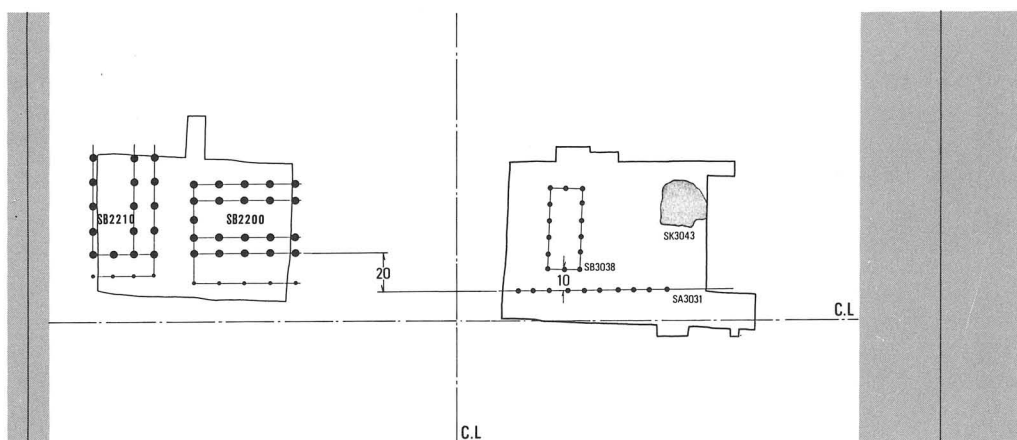


fig. 23 D期遺構配置図(単位 天平尺)

五坪の2坪は一連の宅地であった可能性が高い。

以上から、十五坪の宅地割の変遷をまとめてみよう。十五坪の宅地割は、奈良時代を通じて一定だったのではなく、おおきく2回の変化がある。奈良時代の当初、この坪は東西に二分され、そのうちの東半部はさらに南北に細分していた可能性がある。8世紀の前半にいたって最初の変化があるが、この場合二つのケースがある。その一は、前代の宅地割を踏襲するが二分されていた東西の宅地各々が $\frac{1}{2}$ 町をしめる場合。その二は、十五坪全体が一つの宅地となる場合である。8世紀の中葉にいたると、十五坪は隣接する十坪を含めた一連の宅地となる。この状況は8世紀末まで続くが、その下限年代が平安まで降るのか、奈良末でおさまるのか決め難い。なお、8世紀中葉以降の宅地が十・十五坪の2町なのか、さらに大規模なのかという点の解決は、今後の調査を待たねばならない。

さて、以上の宅地の変遷はどのように解せるであろうか。この場合も二通りの解釈ができる。すなわちその一は、奈良時代の初頭からいた居住者（ないし一族）が次第に宅地を広げていったとする解釈。他方は、8世紀の初頭と中葉（あるいは前半）では、宅地のあり方も、面積も全く違うので、この間に居住者の交替を考える解釈である。ここで、これまでの検討結果や、従来の京内調査の所見からすると、後の解釈が合理的であろう。その居住者は、最低2町の宅地を給される者として、四位ないしそれ以上の高位者を考えなければならぬ。それがただちに、通説の藤原仲麻呂か否かを定める直接の手懸りはない。ただし、藤原仲麻呂は天平18年（746）に従三位、天平勝宝2年（750）に従二位に進む。史料に「田村第」がはじめて見えるのは、この2年後の天平勝宝4年（752）であって、十坪が隣接の坪を含んだ大規模な宅地となった時期と、ほぼ一致することもまた事実である。しかし、田村第推定地は広く、調査地はあまりにも小さい。ここでは、いたずらに結論を急ぐよりも今回の調査成果とその問題点を明確にし、後考を待つことにしよう。この地が田村第の故地であるか否かは、今後の調査の進展（非常に努力を要する）によって、自ずから明らかになるであろう。

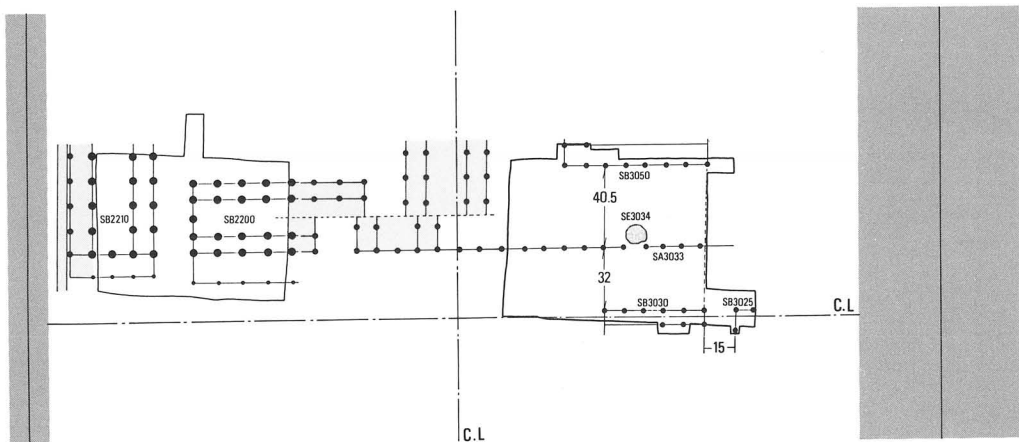


fig. 24 E期遺構配置図(単位 天平尺)

3 京の宅地割と建物配置 (fig. 25)

平城京には貴族・官人から一般庶民にいたるまで多数の人々が居住した。近年の平城京の調査の進展によって、文献史料からは伺うことができなかった彼らの宅地の具体的様相が判明してきた。ここではこれを集成し、宅地割と建物配置型の変遷について検討しよう。

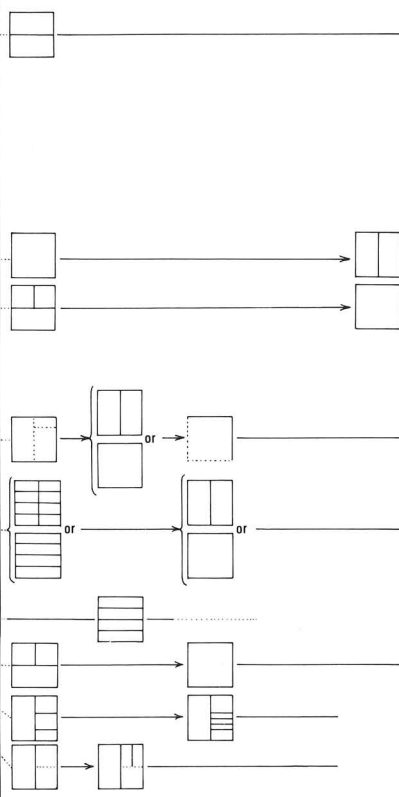
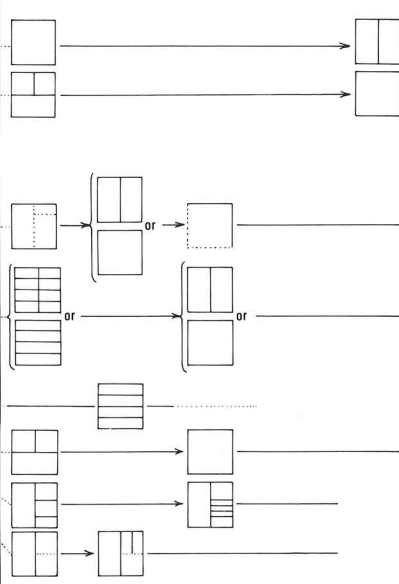
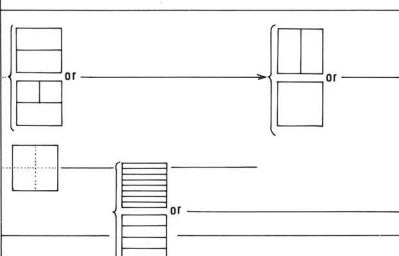
宅地の規模 藤原京・難波京では、貴族官人に対し宅地を班給した明文規定が残っている (tab. 1)。藤原京では官職・位階および戸口の多少により、また難波京では位階に応じて班給した宅地の面積が異なる。平城京でも類似した方法で宅地を班給したのであろうが、その実体を直接に示す史料はない。官人の位階と宅地規模とが共に伴明する例は奈良時代末前後に数例あるが、両者は整合的に対応せず、それらから宅地班給基準を復原することは困難である。また基本的問題として、平城京に居住した官人が宅地を伝領したのか、地位の変化とともに宅地を替えられたのか、かりに宅地を伝領しても位階の変化とともに規模を改めたのか、などの点が明確ではないから、ある時点での居住者の位階と宅地規模とが直接的に結び付く保障がないことに注意すべきであろう。

発掘調査で実際に存在が知られた宅地規模は、4町・2町・1町・ $\frac{1}{2}$ 町・ $\frac{1}{4}$ 町・ $\frac{1}{8}$ 町・ $\frac{1}{16}$ 町である。時期別にみると、奈良時代初頭には4町～ $\frac{1}{8}$ 町の各規模がある。 $\frac{1}{8}$ 町の小規模宅地がすでに存する点が注目される。これは藤原京で班給したとされる最小規模の $\frac{1}{4}$ 町よりさらに小さい。藤原京の宅地の実態が発掘調査で十分解明されているわけでないので問題はあがあるが、平城遷都当初から藤原京と異なる基準で宅地を班給した可能性がある。奈良時代中頃には2町～ $\frac{1}{8}$ 町の各規模が存続し、さらに $\frac{1}{16}$ 町が加わる。この $\frac{1}{16}$ 町宅地の出現は宅地班給基準の変化を示すのであろうか。奈良時代末には2町～ $\frac{1}{2}$ 町があるが、 $\frac{1}{4}$ 町以下の小規模宅地の存否は今後の検討を要する。なぜなら文献史料の検討から、奈良時代末に $\frac{1}{16}$ 町以下の小規模宅地が存在した可能性が唱えられている¹からである。つぎに、共時的に存在する宅地の規模を調べると、奈良時代初頭～後半に至るまで2町～ $\frac{1}{8}$ ($\frac{1}{16}$) 町の各規模が存在し、2町以下順次半減の関係にある。これは、藤原京で班給した宅地の規模が4町以下 $\frac{1}{4}$ 町まで順次半減し、難波京でも1町以下 $\frac{1}{4}$ 町まで順次半減するのと同様である。ランクが下がるごとに班給する宅地の規模を半減させる方式とみれば、その点では藤原京・難波京と同じ方式で宅地班給を行なったと言えよう。ただし、位階と宅地規模との対応関係が判然とせず、宅地班給基準を確定するには至らない。続いて、1つの坪内の宅地規模の通時的変化を追跡すると、併合拡大する例が半数を越え注目される。平安京においては、権勢家が次第に邸宅・苑池を拡大占有していく。平城京においても同様の現象が生じた可能性があるが、この宅地規模の変化が居住者の交替を示すのか、居住者の地位の変化を示すのか不明確であるので、この点は今後の検討を要する。

宅地割の変遷 1町未満の宅地は、坪を溝・道路などの施設で分割して設けている。この分割の具体的方法について検討しよう。すでに、文献史料の検討によって、奈良時代末には $\frac{1}{16}$ 町を単位とする宅地割が存在し、二行八門十六戸制が成立していたと推定されている¹。

宅地の位置		宅地規模と建物配置型の変遷					
		奈良時代初等	前半	中頃	後半	末	平安時代初頭
左 							

fig.25 京の宅地割と建物配置

宅地割の変遷					文 献	
初頭	前半	中頃	後半	末		
					太田博太郎「法華寺」『大和古寺大観 5』 1973	
					『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和56年度』 1982	
					『平城宮発掘調査報告Ⅵ』 1975	
					『平城京左京二条二坊十二坪発掘調査現地説明会資料』 1985	
					『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』 1984	
					『奈良国立文化財研究所年報1968』	
					『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』 1984	
					『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』 1976	
					『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』 1980	
					『平城京左京三条二坊』 1975	
					『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』 1980	
					『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1985	
					『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1983	
					本 報 告	
					『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1983	
					『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告』 1983	
					『平城京左京五条一坊一・八坪発掘調査現地説明会資料』 1984	
					『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1975	
					『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』 1980	
					『平城京左京八条三坊発掘調査概報』 1976	
					同 上	
					『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 1983	
					『奈良国立文化財研究所年報 1978』	
					『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』 1982	
					岡田英男「古代邸宅遺跡の調査と研究」『月刊文化財242』 1983	
					『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』 1977	
					『平城京西市跡』 1982	
					岩本次郎「右大臣大中臣清麻呂の第」『日本歴史』 319 1974	
					大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』 1966	
					同 上	
宅 地 規 模					建物配置型	
	4町以上	G	雁 行 型			
	2町以上	L	L 字 型			
	1町以上	N	二 字 型			
	1/2町以上	H	左右対称並列型			
	1/4町以上	K	左右対称コ字型			
					同 上	
					同 上	
					同 上	

これは、1町を東西に2分、南北に8分し、8区画2列計16区画の宅地を割出す制度で、平安京では四行八門三二戸制に移行したとされている。発掘調査でも奈良時代中頃に遡る $\frac{1}{16}$ 町の宅地が発見され、この仮説に有利となっている。しかし、明確な $\frac{1}{16}$ 町宅地の検出例は今の所他になく、発掘調査成果からみる限り、十六戸制がどの程度一般化していたかは疑問である。そこで、発掘調査で存在が判明した宅地割を集成すると、多様なあり方が伺える。坪を分割する方法を整理しよう。坪を2分する方法は東西方向・南北方向の2通りがある。坪を4分・8分する方法もそれぞれ2通りある。1つは東西に2分したうえ南北に2分ないし4分する方法、他は坪を東西に2分せず南北にのみ4分ないし8分する方法である。16分する場合は、東西に2分したうえ南北に8分している。そのほか、坪を東西に4分する例（左京八条三坊十坪）、南北に2分したうえ北半部のみ東西に2分する例もある。宅地割に関する文献史料が比較的多い奈良時代末の様相が明瞭でない点で問題はあがある、奈良時代を通じて上述の各方式の多くが存在しており、特定の方式（就中、二行八門十六戸制）が卓越していく状況とは認めにくい。宅地割の施設が遺構として残りにくい場合も想定できるので、今後は京の小規模宅地の様相に十分注意を払う必要があろう。

建物配置型 京の宅地の建物配置はいくつかの型にまとめられる。黒崎直氏・平良泰久氏の案を参考に、雁行型・L字型・二字型・並列型・コ字型を設定しよう。それぞれ、棟方向を揃えた建物2棟が柱筋をやや違えて横ないし前後の位置に斜めに連なる型、建物2棟が棟方向を直向させつつ相接近して存する型、東西棟2棟が中軸線を一致させつつ南北に並ぶ型、東西棟の主屋の東西に東西棟の脇殿を並べる型、東西棟の主屋の前側方に南北棟の脇殿を対面させる型である。これらの型の相違にはどのような意味があるのだろうか。

fig. 25によると宅地の規模と宅地内の中心的建物の配置型との間には相関関係がある。すなわち、1町以上の宅地にはコ字型・並列型・二字型が多く、 $\frac{1}{16}$ 町以下の宅地にはL字型・雁行型が多い。例外はあるが、大きな傾向は認めてよい。したがって、かりに規模の大小によって宅地にランクの差があるとすれば、建物配置型にもランクがあると考えられる。ただし、これをただちに従来の説のように居住者の身分差とのみ結び付けることはできない。たとえば、大規模な宅地の場合、1つの宅地内でも中心部と周辺部とで建物配置型が異なり、中心部にはコ字型・並列型・二字型、周辺部にはL字型・雁行型が存する傾向がある。この場合も配置型間の相対的なランクの差は保たれているが、これは宅地の中心的住居と付属施設との機能差を反映したものであろう。したがって、坪の一部の発掘調査でL字型・雁行型の配置を検出した場合、その性格付けは慎重に行なう必要が生じよう。

以上のように、宅地割と建物配置の様相を通時的・共時的にしっかり把握する方法を、増加する資料に適用・整理していけば、京の宅地の実態がより鮮明になっていくであろう。

1 松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史』2-6 1940

大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966

2 黒崎直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』1984

平良泰久「都城の宅地」『埋蔵文化財発掘調査概報1981』京都府教育委員会 1981



版 図